

屋外給水設備改修工事

工 事 件 名	屋外給水設備改修工事				図面番号	1 / 5
図面名称	表 紙				縮 尺	—
陸上自衛隊 新発田駐屯地業務隊 管理科					令和8年6月18日	

（許可なく複製を禁ずる。）

工 事 仕 様 書

- 1 工事件名 屋外給水設備改修工事
- 2 工事場所 新潟県新発田市大手町 6－4－1 6 陸上自衛隊新発田駐屯地
- 3 工事期間 契約日から令和 8 年 9 月 3 0 日（水）
- 4 工事概要 屋外給水管及び散水栓改修 一式
- 5 一般事項 本工事は本特記仕様書によるほか「防衛省整備計画局制定建築
工事共通仕様書」による。（以下標準仕様書という。）
標準仕様書で「特記がなければ、」以降に具体的な材料、品質、
性能、工法、検査方法等を明示している場合において、それら関
係法令等（条例含む）に接触する場合には、関係法令等の遵守の
規定を優先する。

共 通 事 項	一 般 共 通 事 項	
	項 目	細 部
共 通 事 項	1 協 議	・ 本特記仕様書及び図面に疑義が生じた場合には、監督官と協議 を行い指示に従うこと。
	2 軽微な変更	・ 現場の納まり等により軽微な変更の必要性が生じたときは、監 督官と調整し、その指示に従うこと。ただし、請負金額・工期等 の変更は行わないものとする。
	3 施工計画書及び施工図	・ 施工の確認を行う段階及び施工の具体的な計画を定めた総合施 工計画書を当該工事の施工に先立ち作成し、監督官に提出する。 ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合はこの限りでない。
	4 現 場 管 理	・ 受注者は現場代理人等を指定し、関係法令に基づき現場の管理 を行い、防災に努めること。また、危険性のある場所には危険表 示等の処置を行うこと。
	5 施 工 条 件	・ 施工時間は、平日の 0 8 1 5 ～ 1 7 0 0 までを基準とする。 ・ 土曜・休日・祝日に作業を計画する場合は、3 日前までに申し 出るものとする。
	6 施工中の安全確保	・ 工事実施に関して、隊員及び部外者等に障害等を与えた場合、 又は施設等に損害を与えた場合は受注者の責任において復旧及び 補償すること。
	7 発 生 材	・ 受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の 有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資 源化等に関する法律」（以下、「建設リサイクル法」という。） その他関係法令等を遵守して建築副産物の適正な処理をし、その 結果をマニフェスト等（A、B 2、D、E 票）の提出する他、再 生資源の活用を図らなければならない。また、金属類の有価物発

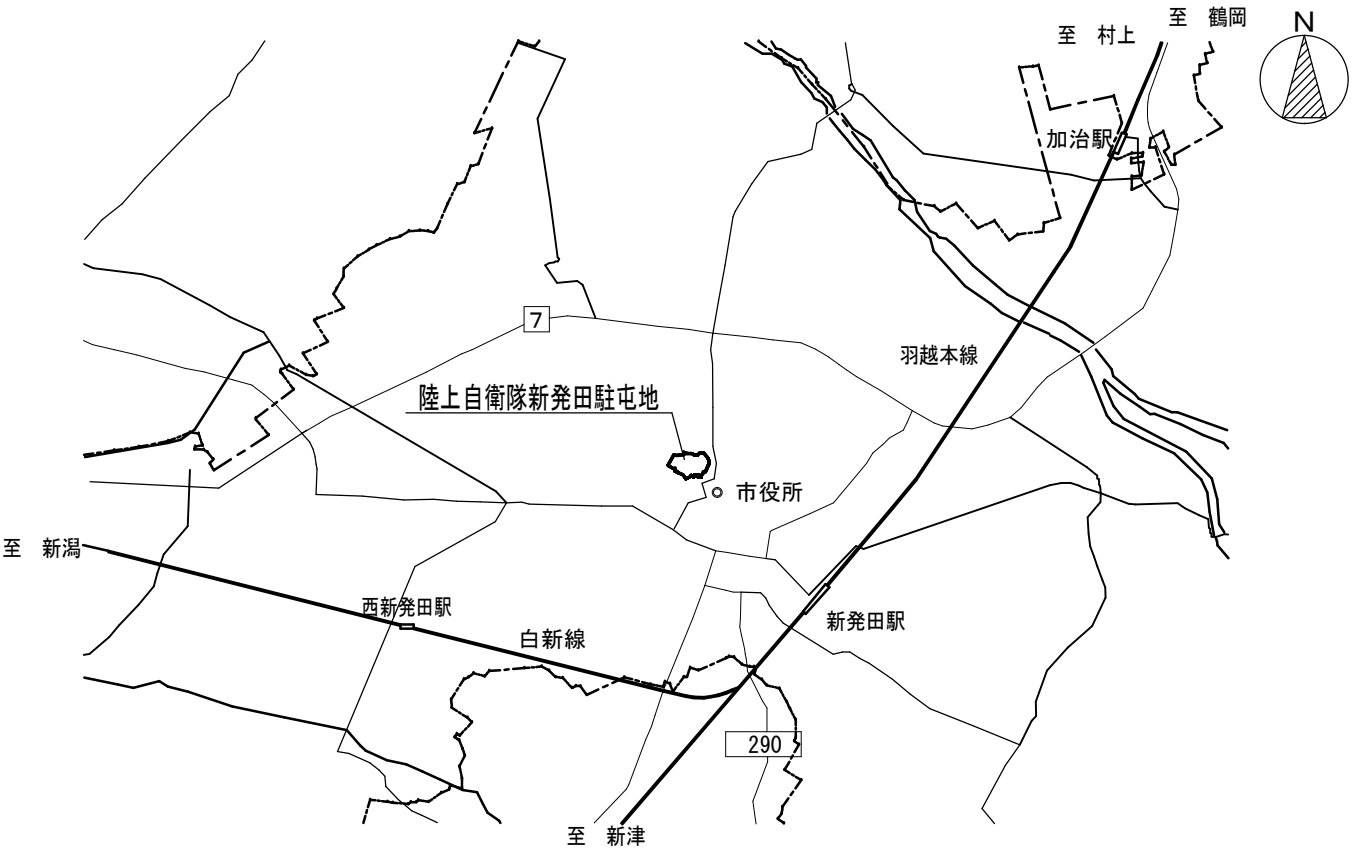
共 通 事 項	8 後 片 付 け	生材は、運搬及び処分できる大きさに切断し、監督官の指示する 場所に整理集積し、発生材調書を添えて引き渡すものとする。 ・ 工事実施期間中は、工事現場の後片付け及び清掃を行い常に整 理整頓に努めること。 ・ 敷地内における工事関係車両通行ルート of 安全対策は、請負者 の責任において十分管理し、通行ルート及び工事施工場所周辺の 道路等の飛散物による粉塵防止のため清掃を行うこと。
	9 環境への配慮	・ 『国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律』（以下 「グリーン購入法」という。）に基づき、環境負荷低減できる材 料の選定に努める。
	10 材料の品質等	・ 使用する材料は、揮発性有機化合物の放射による健康への影響 に配慮しかつ、石綿は含まないものとする。 使用材料は仮設材を除き全て新品とし、監督官の検査を受け合格 したものを使用すること。 ・ 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有 するものとし、J I S 又は J A S マーク表示のない材料を使用す る場合は、あらかじめ監督官に品質証明となる資料を提出して承 諾を受けるものとする。また、同等品を使用する場合は監督官の 承諾を受けること。
	11 工 事 写 真	・ 工事写真は、施工前・施工中・施工後及び施工後隠蔽となる箇 所、主要な工事段階の工事状況・使用材料・その他監督官の指示 するものを国土交通省大臣官房営繕部「営繕工事写真撮影要領」 を参考に整理し、一部を提出するものとする。
	12 書 類 手 続	・ 本工事に必要な申請及び提出書類は官側の示す規格様式で作 成し提出すること。
	13 立 入	・ 受注者は、工事入門に際し駐屯地の規則及び監督官の指示を厳 守するものとし、指定された場所以外への立入りを禁止する。 ・ 本工事中において、外国人建設就労者を工事に従事させる場合は 官側により指示された書類に従事開始予定の 3 週間前までに提出 の上、官側の承認を得た後に工事に従事させること。
	14 秘 密 厳 守	・ 本工事実施によって知り得た内容を漏洩してはならない。
	15 電気、水の使用	・ 本仕様書等は、工事関係者以外の複製を禁ずる。 ・ 工事に使用する電気及び水等は受注者にて準備すること。 やむを得なく官側の施設を使用する場合は有償とし、受注業者 の負担によりメーターを設置する。

工事件名	屋外給水設備改修工事	図面番号	2 / 5
図面名称	仕様書	縮 尺	－
陸上自衛隊 新発田駐屯地業務隊 管理科			

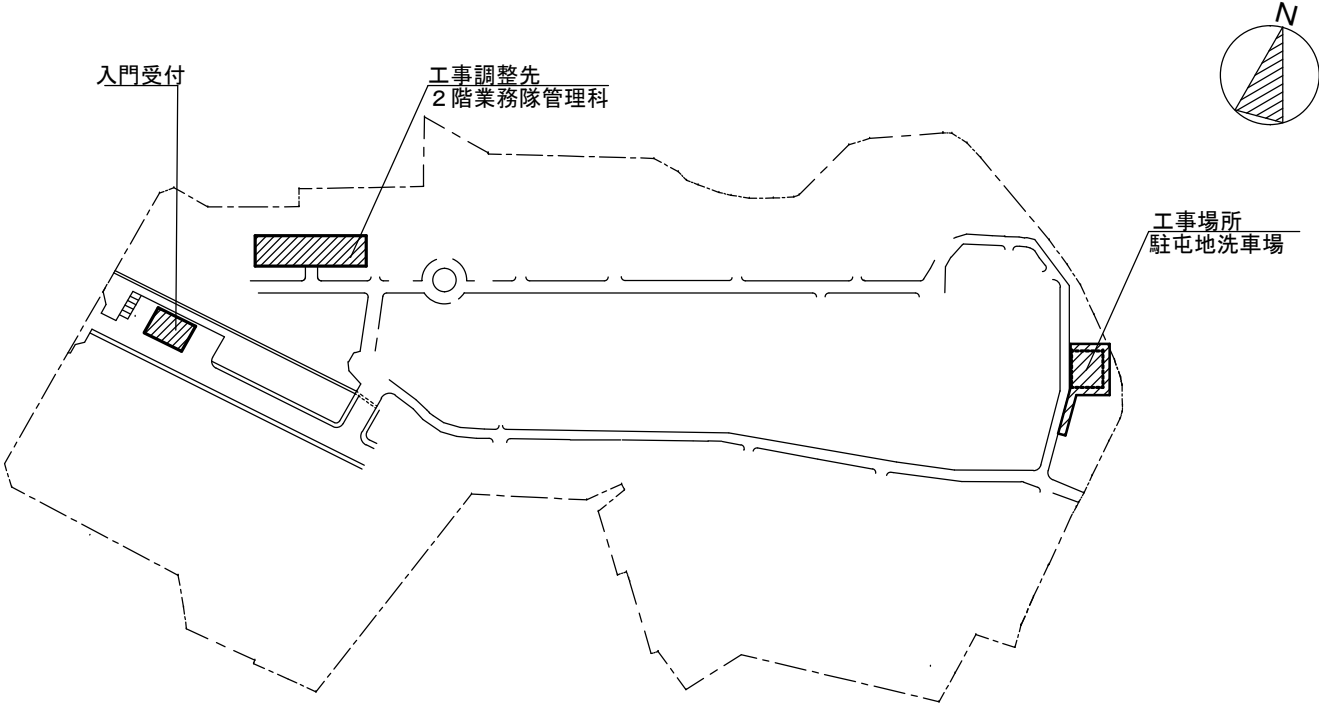
（許可なく複製を禁ずる。）

6 特記事項

特 記 事 項		
項 目	細 部	
1 共 通 工 事	・ 着工前の石綿含有調査を実施するにあたり、既存施設の設計図書等が必要な場合は、監督官に申し出ること。 ・ 各工程における仕様は本仕様書、標準仕様書、各製造会社の仕様に基づき施工すること。 ・ 本仕様書に記載の製造者及び型式（型番）は参考のものであり、製品を特定するものではない。 ・ 本工事に起因する不具合が発見された場合は、監督官からの連絡の後に速やかに補償、修繕を実施すること。 ・ 工事に際し、停電及び断水が必要な場合は、事前に監督官と協議し、その指示に従うこと。 ・ 本工事が確実に完了した証明として、機能補償については、自然災害を除き工事完了後1箇年とする。 ・ 配線およびの撤去・新設は平面図・展開図を基準とするも、参考値であり確定するものではないため、新設材料と工法等にあわせた資材数量を見積もること。 ・ 本工事は、本工事の内容に対して技能的に熟知した専門知識を有する技術者が実施する。 ・ 施工前に必要な資格の免状等を監督官に提示し確認を受ける。	
2 配 管 工 事	・ 本工事の埋設配管の設置に伴う掘削は請負者の負担で実施すること。また、掘削は各部埋設配管の長さを基準とし配管掘削幅が1m未満になるよう実施、配管設置後埋戻しとする。また、埋戻しの際は土被り150mm程度の深さに埋設表示テープを設置し、細部は監督官と調整すること。	



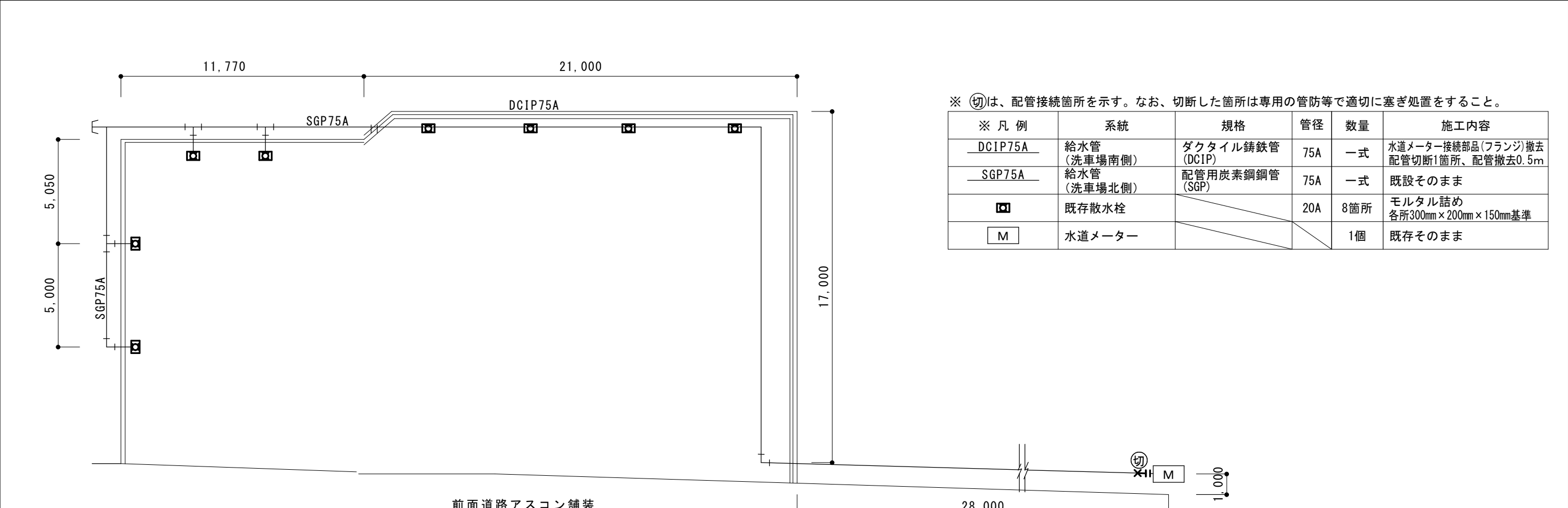
駐屯地案内図 S=Non



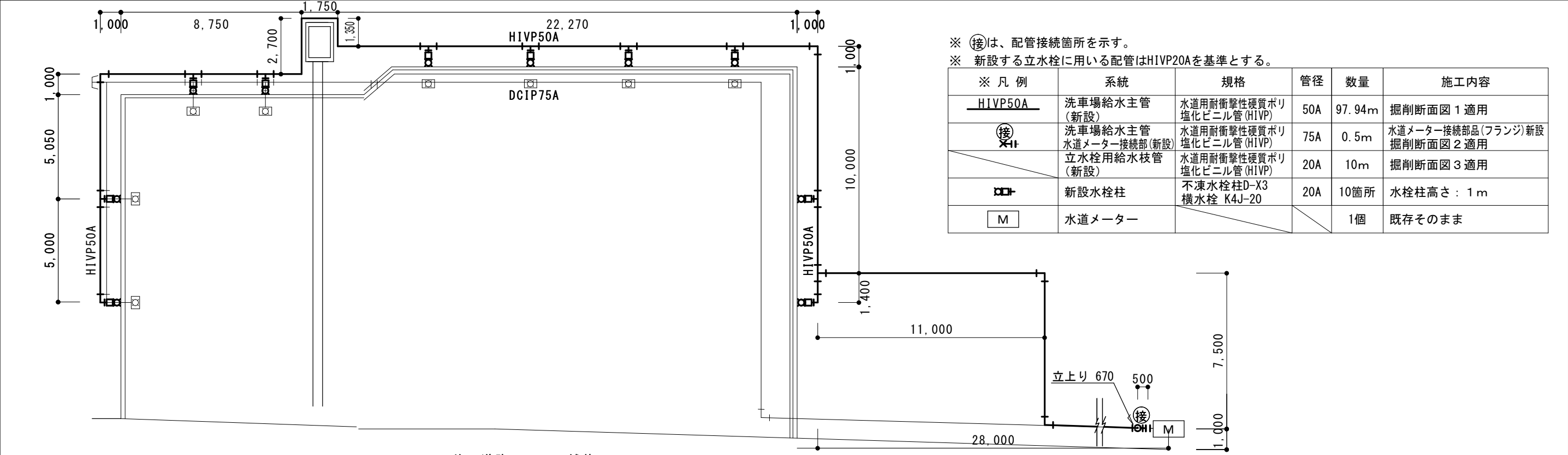
駐屯地配置図 S=Non

工事件名	屋外給水設備改修工事	図面番号	3 / 5
図面名称	仕様書・駐屯地案内図・駐屯地配置図	縮 尺	—
陸上自衛隊 新発田駐屯地業務隊 管理科			

(許可なく複製を禁ずる。)



洗車場給水配管平面図（改修前）

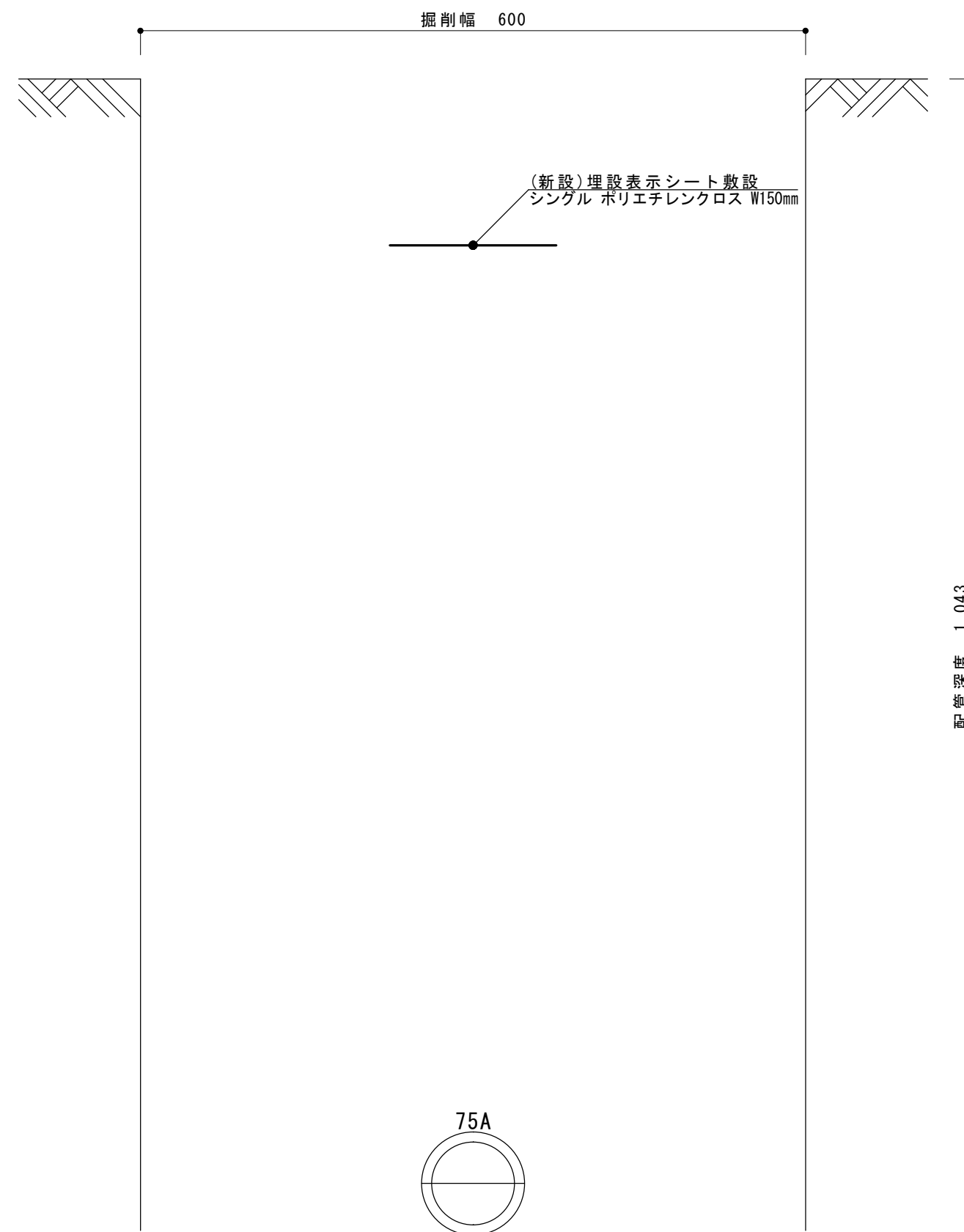
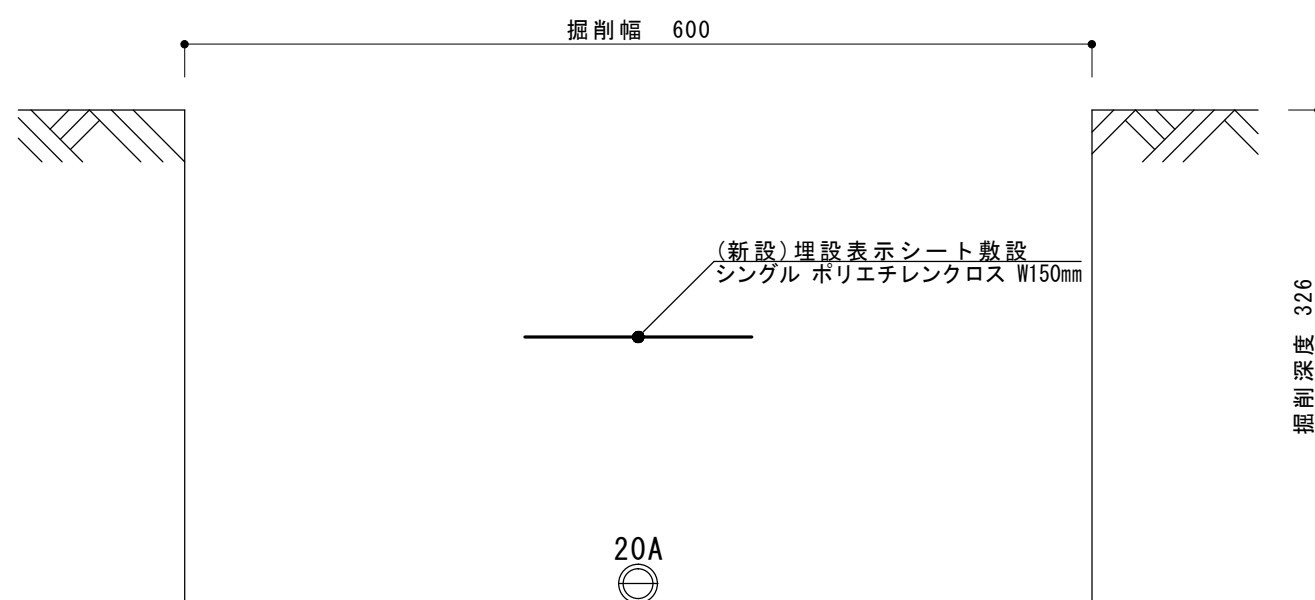
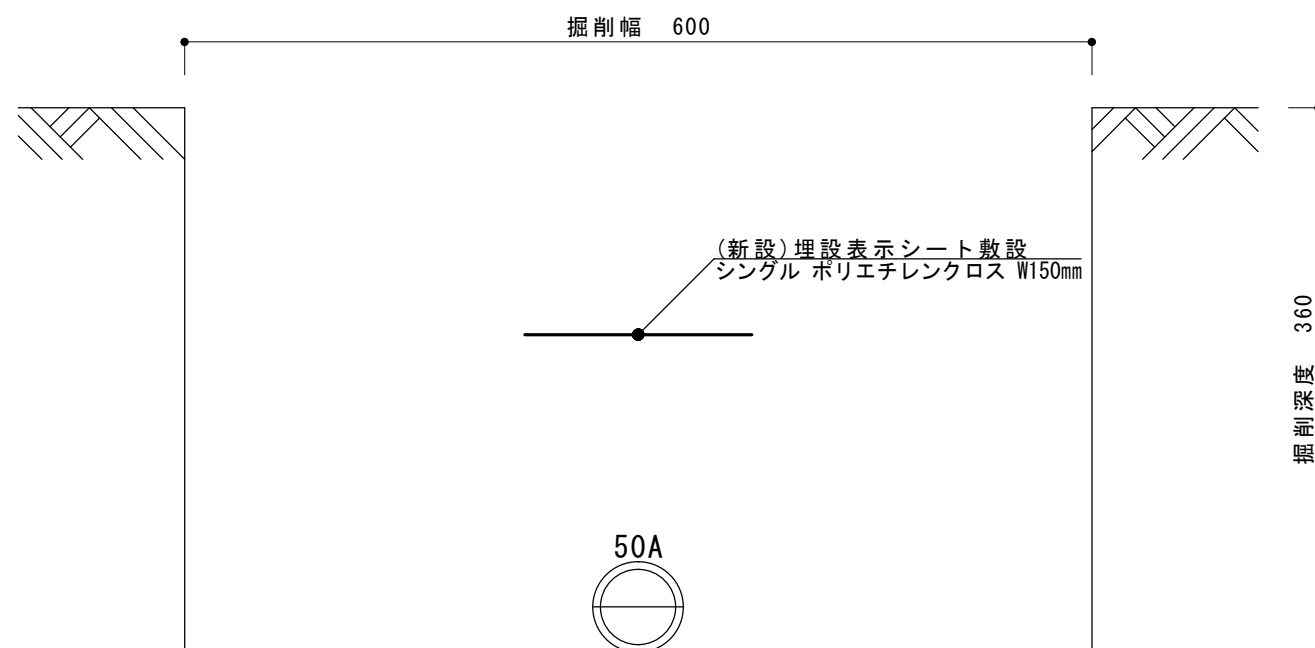


洗車場給水配管平面図（改修後）

洗車場給水配管平面図（改修後）

工事件名	屋外給水設備改修工事	図面番号	4 / 5
図面名称	洗車場給水配管平面図（改修前・後）	縮 尺	S = 1:200
陸上自衛隊 新発田駐屯地業務隊 管理科			

（許可なく複製を禁ずる。）



工事件名	屋外給水設備改修工事	図面番号	5 / 5
図面名称	各種掘削断面図	縮 尺	S = 1:5

陸上自衛隊 新発田駐屯地業務隊 管理科

(許可なく複製を禁ずる。)